学習課題　　【類似？意匠】ワークシート

1. １条理解

　　意匠法　昭和34年

　　（目的）第一条

「意匠の保護及び利用を図ることにより，意匠の創作を奨励し，もって産業の発達に寄与することを目的とする」

-----

商品のデザインを財産として守ってくれるのが「意匠権」

2.類似している意匠で問題になった事例紹介

事例）2016年1月和解成立

京都府にある大手電気機器メーカーが東京にある計測器メーカーに損害賠償などを求めた訴訟は2016年1月に，知的財産高等裁判所で和解が成立した。和解内容は明らかにされていない。

焦点になった部分

・商品の縦横比の違い　・液晶表示窓の周りの縁取りの有無

・電極部分の形状やスイッチの個数

3.知的財産高等裁判所って知っている？

 2005年年4月1日に，知的財産高等裁判所設置法に基づいて設置された。

・経済社会において，知的財産の活用が進展するのに伴い，その保護に関して重要だという現状

・知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図る必要性

4.意匠権についての確認事項

意匠権の主な取得要件

業とする人にとって･･･

①機械等でたくさんつくれそうだね…　　工業上利用

②今までなかったんじゃない？　　　　　新規性

③よく考えられたものだなぁ！〜　　　　創作非容易性

④まだ大丈夫だよね… 類似品が出願されていない

※著作物との違いに注意… ユニークなデザインは意匠法，

　　　　　　　　　　　　 音楽や小説，絵画などの「著作物」は著作権によって保護

意匠の保護対象

物品の形状の意匠

物品の形状と模様が結合した意匠

物品の形状と色彩が結合した意匠

物品の形状と模様と色彩が結合した意匠

意匠権のメリット

1)法的な強制力でコピー商品，類似商品など，模倣品を排除できる。

2)自らの商品のデザインについてブランド化をすることができる。

3)登録から20年間の権利を取得できる。

5.意匠を出願するには

※先行意匠調査が大切。

既に同じような意匠が公開されている場合には，登録を受けることができなかったり，意匠権が設定されているものを無断で使うと意匠権の侵害となったりする可能性がある。

・書類で出願する方法と，インターネットを用いて出願する方法がある。

・出願後，意匠審査官審査

　　出願料：　16000円

　　登録料：　毎年8500円（4年目〜20年間まで　毎年16,900円）

　　※書面で提出した場合の電子化手数料：1,200円＋(700円×書面のページ数)

参照：特許庁HP,https://www.jpo.go.jp/system/basic/trademark/index.html#04

6.まとめと海外ではどうなっている？

国際意匠出願登録

1.国際出願

　出願人は，受けたい意匠，保護を求める国（複数可）などを記載した出願書類をWIPO国際事務局

　へ提出する。出願言語は，英語，フランス語，スペイン語。

　国際事務局へ直接出願する方法（インターネットまたは書面郵送）か，日本国特許庁に書面提出可。

　支払い通貨はスイスフランのみ。

2.方式審査，国際登録

　出願日が国際登録の日になる。公表は，登録から6月後。

3.国際公表

　国際事務局は，国際登録から6月後にWIPOウエブサイト常に公表される

4.権利発生

　拒絶の通報の場合もある

5.維持管理

　国際登録の更新や名義変更などの維持管理手続きは，国際事務局で一元化

　国際登録は，国際登録の日から当初5年間有効であり，その後，更新手続により5年ごとの延長（複

　数回）が可能。